第6章

中野区障害者計画
第8期中野区障害福祉計画
第4期中野区障害児福祉計画

Ⅰ 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

国は、2014年1月、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准し、障害者の基本的人権や自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進することを目的に、障害者の権利を実現するための措置について取組を進めています。障害者権利条約の批准から遡り、2011年には障害者基本法が改正され、全ての国民が障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が盛り込まれ、障害の概念も、心身機能の障害と社会的障壁*の相互作用によって作り出されるものであるという「社会モデル（人権モデル）*」の考え方に転換しました。

近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正による民間事業者における合理的配慮*の提供の義務化、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定、医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の改正など、障害のある人及び障害や発達に課題のある子どもを取り巻く制度が大きく変化しています。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正により、持続可能なサービス提供体制の確保、希望する地域等での生活の支援や多様なニーズへの対応、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保、地域差や人口減少への対応が求められています。さらに、こども基本法の制定やこども家庭庁の設置により、子どもの権利を尊重しながら、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築が進められています。

中野区では、これまで障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、障害者の権利擁護の推進、地域生活の継続の支援、地域生活への移行促進、就労支援の推進、障害児支援の充実などに取り組んできました。

一方で、障害のある人や介護者の高齢化や障害の重度化などにより、いわゆる親亡き後や8050問題を見据えた支援、地域生活支援の充実、重度障害児者や医療的ケア児者への支援など、複雑化・複合化する課題への対応が求められています。また、障害のある人が自ら望む暮らしを実現するためには、文化芸術活動、学習活動、スポーツ活動など多様な社会参加の機会を拡充し、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら地域社会の中で活躍できる環境づくりを進めていくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力や個性を最大限に発揮しながら自己実現を図るとともに、希望する地域で安心して暮らし続け、地域社会の一員として役割や生きがいを持ちながら暮らすことができるまちの実現を目指します。

このため、障害者基本法に基づく「中野区障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「第8期中野区障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第4期中野区障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者施策及び障害児施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

(1)中野区障害者計画

障害者基本法第11条に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、障害者施策の最も基本的な計画として位置づけ、策定します。

(2)第8期中野区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定障害福祉サービスや指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を策定します。

(3)第4期中野区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を策定します。

3 計画の期間

各計画の期間は、2027年度から2029年度までの3年間とします。なお、社会情勢の変化や制度改正等に適切に対応するため、必要な見直しや修正を行う場合があります。

4 計画の基本的な考え方

(1)基本理念

本計画は、共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するとともに、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するため、「健康福祉都市なかの」の4つの理念のもとに、中野区における障害福祉施策を推進します。

(2)基本目標

基本理念を実現するため、国の動向や区の障害福祉を取り巻く現状を踏まえながら、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1　全ての人が共に暮らす共生社会の実現

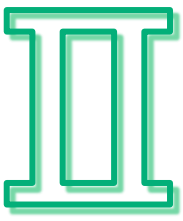
障害の有無に左右されることなく、適切な支援があれば地域のなかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを区民が理解し、障害のある人とない人が、学校、職場、地域の中でともに暮らし、支え合う共生社会の実現を目指します。

基本目標2　地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別や程度に関わらず、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

基本目標3　いきいきと活躍して自己実現できる社会の実現

障害のある人が、その能力や個性を発揮しながら、就労や文化芸術活動、学習活動、スポーツ活動など、様々な場面で主体的に参加し、生きがいや役割を持って自己実現できる社会の実現を目指します。



中野区障害者計画

1 施策体系と個別施策

基本目標	施策
1 全ての人が共に暮らす共生社会の実現	1 障害者差別解消と理解促進
	2 権利擁護の推進
	3 意思疎通支援の充実と 情報アクセシビリティの向上
2 地域で安心して暮らせる社会の実現	4 相談支援体制の充実
	5 地域生活の継続支援
	6 障害福祉サービス基盤の整備
	7 障害児支援の提供体制の整備
	8 安心・安全なまちづくり
3 いきいきと活躍して自己実現できる社会の実現	9 障害者の就労支援
	10 社会参加の充実

主な取組

1 障害者差別解消に係る区の取組の評価・改善	2 合理的配慮の提供の推進
3 障害者差別解消法等の周知啓発	4 障害の理解促進・周知啓発事業の推進
5 ユニバーサルデザインの普及啓発	

1 障害者虐待防止センターの運営・相談体制の強化	2 障害者虐待防止への理解促進・周知啓発
3 施設従事者等の専門性と質の確保	4 成年後見制度の周知啓発
5 成年後見制度の利用支援の推進	

1 多様な意思疎通手段の利用促進	2 失語症者向け意思疎通支援の推進
3 意思疎通支援者の養成	4 中途失聴・難聴者への支援の充実
5 手話言語の理解促進・普及啓発	6 情報取得環境の整備
7 障害者のICT活用の推進	

1 地域の相談支援体制の強化	2 重層的支援体制での多機関協働の推進
3 個別ニーズに応じた相談支援	4 障害者の高齢化に伴う継続的な相談支援
5 ピアサポートの実施	6 基幹相談支援センターの機能強化
7 地域移行・地域定着の推進	

1 地域生活支援拠点の充実	2 家族支援の充実
3 高齢化・重度化及び親亡き後を見据えた支援の充実	4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組
5 保健・医療サービスの充実	6 居住支援体制の推進

1 施設整備の推進	2 施設の運営支援
3 事業者指導・検査の実施	4 事業者連携によるサービスの質の向上
5 福祉人材の確保	6 福祉人材の育成・定着

1 障害児通所支援の支給決定プロセスの改善	2 障害児相談支援体制の充実
3 セルフプランの削減に向けた取組の推進	4 家族・きょうだい支援の充実
5 児童発達支援センターの整備	6 障害児通所支援事業所の質の向上
7 障害児の居場所の充実	8 医療的ケア児等への支援

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	2 自転車利用の環境整備と適正化
3 災害時における情報伝達手段の充実	4 避難環境の整備
5 地域の防災力向上	6 避難行動要支援者への避難支援

1 障害者の雇用促進	2 職場実習の充実
3 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化	4 就労の定着・復職支援
5 重度障害者等への就労支援	6 ネットワークを活用した就労支援
7 工賃向上に向けた取組の推進	8 就労継続支援事業所間の連携強化
9 区役所における障害者活躍の推進	

1 文化芸術活動の環境づくりの推進	2 学びの機会の充実
3 障害者スポーツの推進	4 移動支援の充実
5 余暇活動の充実	

SDGsのゴールとの関係

施策1　障害者差別解消と理解促進



施策2　権利擁護の推進



施策3　意思疎通支援の充実と
情報アクセシビリティの向上



施策4　相談支援体制の充実



施策5　地域生活の継続支援



施策6　障害福祉サービス基盤の整備



施策7　障害児支援の提供体制の整備



施策8　安心・安全なまちづくり



施策9　障害者の就労支援



施策10　社会参加の充実



施策1 障害者差別解消と理解促進

現状と課題

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められており、2024年4月から、従来は努力義務だった民間事業者による合理的配慮の提供も、法的義務となりました。しかし、2025年度に実施した障害福祉サービス意向調査によると障害者差別解消法の認知度は25.2%にとどまっており、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮に対する理解の促進が課題となっています。

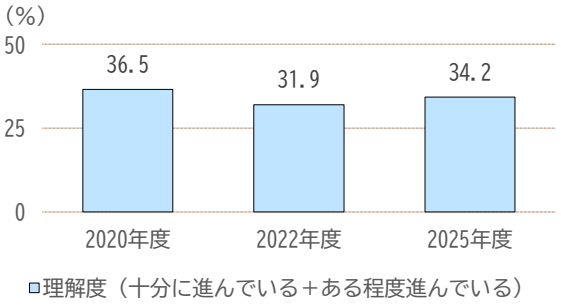
区では、障害者差別解消及び合理的配慮の提供について、相談体制の確保、事例収集及び共有、障害者差別解消審議会*における外部委員による相談事例の審議等を行うとともに、研修を通じた職員の意識醸成に取り組んでいます。障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、今後も障害者差別の解消や合理的配慮に関する取組を推進します。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害の特性に対する理解を深めていくことが重要です。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いを理解し、尊重しながら暮らしていける地域社会が求められており、その実現に向けた普及啓発や相互交流等の推進が求められています。

人々の暮らしや価値観が多様化する中でも、全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向け、ユニバーサルデザインを推進していくことが必要です。

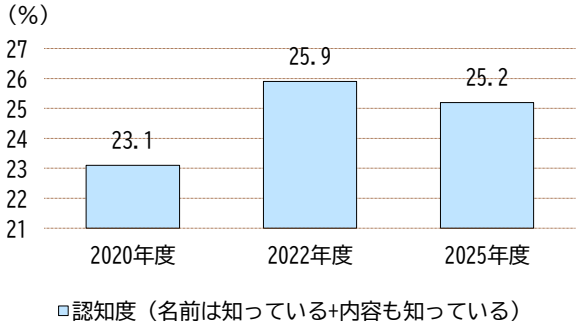
中野区民のユニバーサルデザインの認知度は75.8%、理解度は47.9%となっており、ユニバーサルデザインの理念や心のバリアフリーの重要性を広める取組を一層充実させる必要があります。

障害のある人に対する理解度



出典：障害福祉サービス意向調査

障害者差別解消法の認知度



出典：健康福祉に関する意識調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
障害のある人に対する理解が「ある程度進んでいる」、「十分に進んでいる」と回答した人の割合	社会モデル(人権モデル)に基づく共生社会を実現するために、「障害のある人」の理解の向上を図る必要があるため	34.2%	41.5%

出典：障害福祉サービス意向調査

障害者差別解消法の「名前は知っている」「内容も知っている」と回答した人の割合	障害者差別解消の取組の成果を示すため	25.2%	29.2%

出典：健康福祉に関する意識調査

実現すべき状態

● 障害を理由とする差別や社会的障壁が解消されるとともに、必要な合理的配慮が提供され、障害のある人の人格や個性が尊重される環境が整備されています。

● 障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共生できる社会の実現に向けた普及啓発や相互交流等が進んでいます。

主な取組

1　障害者差別解消に係る区の取組の評価・改善

障害福祉課

中野区における障害を理由とする差別の解消に関する取組の公正性の確保及び改善を図るため、区長の附属機関である障害者差別解消審議会において、区における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する方針、啓発活動等の取組について、審議を行います。審議会での意見を踏まえながら、障害者差別の解消に向けた取組の改善や充実を図ります。

2　合理的配慮の提供の推進

障害福祉課

障害のある人が円滑に行政サービスを利用できるよう、区における合理的配慮に関する相談事例や提供事例を収集・共有し、各所管における合理的配慮の提供の推進や環境整備の改善につなげます。また、職員研修等を通じて障害のある人への理解や対応力の向上を図ります。

3 障害者差別解消法等の周知啓発

障害福祉課

障害者差別解消法や合理的配慮に関する理解を深めるため、ホームページやデジタルサイネージ、各種リーフレット等を活用した普及啓発を行います。また、東京都が作成したヘルプマーク*及びヘルプカード*のPR動画等を活用しながら周知を進め、障害への理解促進や障害のある人への配慮が地域に広がるよう取り組みます。

4 障害の理解促進・周知啓発事業の推進

障害福祉課

- 2024年4月から法的義務となった合理的配慮の提供について理解を深めるため、ワークショップ形式の研修を実施し、障害の特性や必要な配慮について学ぶ機会を提供するとともに、互いを尊重し支え合う意識の醸成を図ります。
- 障害のある人とない人との交流機会を創出し、自主生産品の作業体験会や販売会等を通じて相互理解を深めるとともに、障害や障害のある人への理解の促進を図ります。また、区内の障害者施設等における活動の情報発信を行います。
- 障害者自立支援協議会*差別解消部会において、主に小中学校の児童・生徒を対象とした出前講座を実施し、様々な障害や障害特性を学ぶプログラムを通じて、障害理解を深める機会を提供します。また、民間事業者と意見交換等を行うことで啓発活動を推進します。

5 ユニバーサルデザインの普及啓発

企画課

ユニバーサルデザインの考え方を地域に根付かせていくために、区民等に対する普及啓発イベント、人材養成事業等や区職員への研修などによって意識醸成や事業への活用を図ります。

施策2　権利擁護の推進

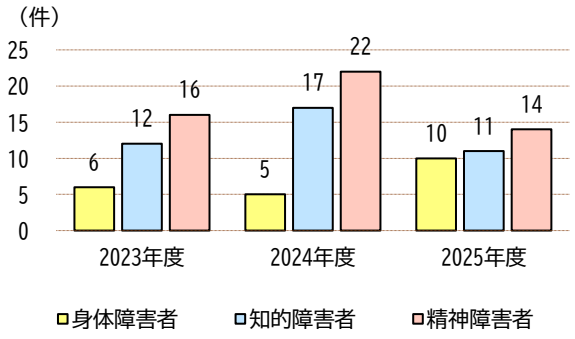
現状と課題

障害者虐待の防止については、障害者虐待防止センター*を中心に、すこやか障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、情報収集や通報体制の構築により、虐待の早期発見・防止を図っています。加えて、区民・事業所向けの虐待防止研修を行うなど、虐待防止に係る啓発等の取組を進めています。一方で、虐待件数は増加傾向にあり、今後も引き続き、関係機関等が虐待防止に対する高い意識を持ち、連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組の推進が求められています。

成年後見制度等の権利擁護支援を推進し、制度に関する普及啓発や利用促進を進めていく必要があります。さらに、2026年6月に民法等の一部を改正する法律(民法等改正法)及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)が公布され、成年後見制度は、2028年度末までに、「後見」、「保佐」を廃止し「補助」に一元化すること、本人にとって必要な範囲・期間で制度利用を可能にすること等の改正が予定されています。そのため、改正成年後見制度の施行を見据えた周知啓発が重要です。

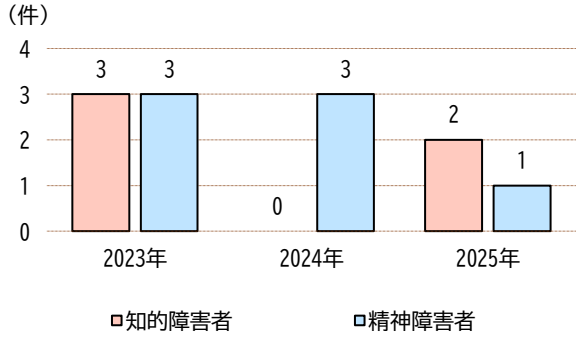
高齢化が進展する中で、知的障害や精神障害等により、判断能力が十分でない人の増加が今後見込まれます。本人の意思決定が尊重され権利や財産が守られて、安心して生活できる地域社会を築いていくことが求められます。

障害者虐待にかかる通報・届出件数



出典：中野区資料

障害者の成年後見区長申立て*件数



出典：中野区資料

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
虐待の通報・届出に対応できた割合	障害者虐待事案の対応の成果を示すため	100%	100%

出典：中野区資料

成年後見制度という言葉やしくみを知っている人の割合	成年後見制度の認知度を計るため	31.7%	44%

出典：健康福祉に関する意識調査

実現すべき状態

障害のある人が、虐待や権利侵害を受けることなく、必要に応じて成年後見制度等の権利擁護支援を利用しながら、本人の意思や希望が尊重された生活を送り、地域で安心して暮らすことができています。

主な取組

1　障害者虐待防止センターの運営・相談体制の強化

障害福祉課

- 区は、障害福祉課に障害者虐待防止センターを設置し、通報への対応や24時間受付体制を確保します。また、地域の相談や通報・届出機関としてすこやか障害者相談支援事業所を位置づけ、相談体制を構築します。さらに、被虐待者を一時的に保護するための居室を、身体・知的障害者、精神障害者それぞれに確保します。
- 弁護士等の専門職から、必要に応じて、被虐待者の人権擁護等の観点から助言を受けながら虐待対応を行い、被虐待者がカウンセラーによるカウンセリングを受ける機会を設けます。また、虐待者が養護者である家族だった場合、関係機関と連携しながら養護者への指導や相談・助言等を行い、根本的な解決に向けて当事者の介護負担軽減のための支援等を行います。
- 虐待が発生した場合に、早期介入・早期対応ができるよう、障害者虐待防止センターの役割や機能について、さらに周知啓発を図ります。

2 障害者虐待防止への理解促進・周知啓発

障害福祉課

障害者虐待防止に係るパンフレットの作成・配布や区ホームページの充実を行います。パンフレットの作成においては、障害のある人自身にも分かりやすいよう配慮します。

さらに、区民も参加できる障害者虐待防止研修を実施し、広く周知啓発を進めます。

3 施設従事者等の専門性と質の確保

障害福祉課

施設従事者等による虐待防止のため、適宜、虐待防止マニュアルを改訂し、最新の取組や考え方の周知を図っていきます。また、障害者虐待防止研修を実施し、さらなる意識啓発を図ります。

特に通報件数の多い入所施設、グループホーム、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所などについては、専門性とサービスの質を確保するために、障害者虐待防止研修への参加促進及び虐待防止体制のチェック等を行います。

4 成年後見制度の周知啓発

福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター

成年後見制度の利用を必要としている障害のある人が、躊躇なく制度の利用につながるよう、成年後見支援センターと連携し、制度利用についての周知啓発を進めます。また、成年後見制度の改正を踏まえた制度利用の案内を行います。

5 成年後見制度の利用支援の推進

福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター

制度利用が必要な人やその支援者に対して制度の情報提供を行い、本人の尊厳と意思決定を尊重した支援を行います。さらに、制度利用が必要な方で申立人がいない場合は、区長申立てによる成年後見制度の利用開始を行い、その人の権利擁護を図ります。

施策3　意思疎通支援の充実と情報アクセシビリティの向上

現状と課題

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例(東京都障害者情報コミュニケーション条例)、中野区手話言語条例、中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の理念を踏まえ、障害のある人が必要な情報を円滑に取得、利用できるよう、障害特性に応じた情報提供や情報アクセシビリティの向上を推進していくことが重要です。

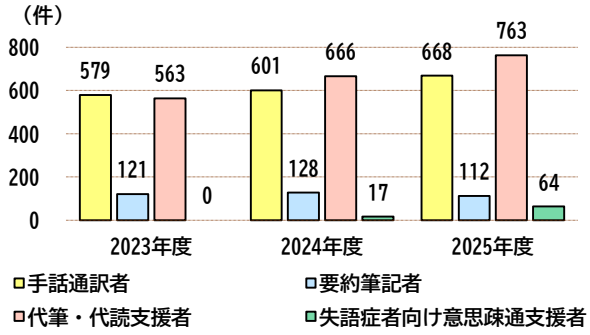
障害のある人の社会参加を進めていくためには、適切な支援を受けながら、自らの意思を伝えることのできる環境が重要です。必要な情報が得られず社会参加や社会活動に支障をきたさないためにも、手話通訳や要約筆記等による意思疎通支援に加え、失語症*者向けの意思疎通支援など、障害の特性に応じた多様な意思疎通支援の充実を図る必要があります。

手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)が施行され、手話を使用する人が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、一層の環境整備等を推進することが求められます。

近年の技術革新により、意思疎通支援機器は多様化しています。一方で、生活介護等の障害福祉サービス事業所においては、ICT機器の活用は十分に進んでおらず、特別支援学校で培ったICTスキルや自己表現・意思決定の手段が、卒業後の生活に引き継がれにくい状況です。教育から福祉へとライフステージが変化した後も、ICT機器を活用した個別最適な学びや意思決定支援が継続される環境を整備することが望まれます。

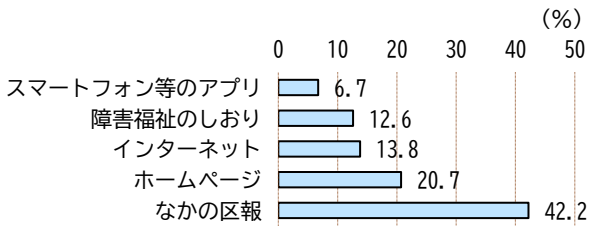
現行の日常生活用具の給付基準についても、技術の進展や機器の多様化を踏まえ、必要な意思疎通支援機器を適切に利用できるよう、充実を図る必要があります。

意思疎通支援者の派遣件数



出典:中野区資料

障害福祉に関する情報入手元(一部抜粋)



出典:障害福祉サービス意向調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
意思疎通支援者の派遣件数 ※手話通訳者、要約筆記者、代筆・代読支援者、失語症者向け意思疎通支援者の派遣件数の合計	必要な情報の取得や社会参加を支える環境の充実度を測るため	1,607人	1,692人

出典：中野区資料

手話通訳者認定試験合格者数（2025年度からの累計）	意思疎通支援を提供できる体制が整っていることを示すため	29人	44人

出典：中野区資料

実現すべき状態

- ろう者、中途失聴・難聴者、失語症者などをはじめとするコミュニケーションの困難な人や視覚障害があり情報取得が困難な人の意思が尊重され、多様な意思疎通支援により、必要な情報の取得や意思の伝達ができる環境が整備されています。
- ICTや意思疎通支援機器を適切に活用できる環境が整い、障害のある人の意思疎通と社会参加が促進されています。

主な取組

1　多様な意思疎通手段の利用促進

障害福祉課

手話通訳、要約筆記、代筆・代読等を必要とする人が、日常生活の様々な場面において、障害特性に応じた意思疎通支援を利用できるよう、多様な意思疎通手段の利用促進を図り、円滑なコミュニケーション環境の確保に取り組みます。

2　失語症者向け意思疎通支援の推進

障害福祉課

失語症者の自立した生活又は社会参加の支援を目的とした意思疎通支援者の派遣、失語症者同士の交流や意思疎通支援者とのマッチングを目的としたサロンを充実させます。また、事業の周知を進めるとともに、意思疎通支援者の資質向上に向けた取組やICT機器等を活用した意思疎通支援のあり方について検討を進め、支援の充実につなげます。

3　意思疎通支援者の養成

障害福祉課

手話通訳者や代筆・代読支援者の養成を支援するとともに、障害のある人の意思疎通や情報アクセシビリティを支える人材の確保を図り、安定した意思疎通支援体制の充実に取り組みます。

4　中途失聴・難聴者への支援の充実

障害福祉課

中途失聴・難聴者に対する支援の充実を図るため、関係団体が実施する講習会等への支援を行います。また、手話をはじめとするコミュニケーション手段の習得や交流機会の充実に向けた取組について検討を進めます。

5　手話言語の理解促進・普及啓発

障害福祉課

- 中野区手話言語条例に基づき、手話が言語であることへの理解を深めるため、手話言語に関する普及啓発イベントの実施やリーフレット等の配布を行い、理解促進及び普及啓発を進めます。
- 学校や地域における出前講座を実施し、手話や聴覚障害に関する理解を深める機会を提供します。手話に関する学びの機会の充実を図り、手話を身近に感じることができる環境づくりを進めます。

6　情報取得環境の整備

広聴・広報課、障害福祉課、子ども・教育政策課

- 障害特性に応じて必要な情報を円滑に取得できるよう、音声版・点字版区報の提供、メールやファクスを活用した情報発信を行います。また、ホームページのアクセシビリティ向上やヒアリングループの貸出など、多様な媒体や手法を活用し、誰もが必要な行政情報や地域情報にアクセスしやすい環境の整備を推進します。
- 障害の有無にかかわらず、読書を通じた知識や情報へのアクセスを確保するため、実施中のデイジー図書やオンライン対面朗読サービスなどに加えて、オーディオブックを導入するなど、障害者サービスの充実を図ります。障害特性に応じた図書館サービスの充実を図るとともに、誰もが利用しやすい読書環境の整備を推進します。

7　障害者のICT活用の推進

障害福祉課

- 区立施設等へのICT機器の導入や、障害福祉サービス事業所職員のICT支援に関する知識・技能の習得機会の確保等を通して、障害のある人のICT活用を支援します。あわせて、ICT機器を活用した学びや意思決定支援、自己表現等を促進し、支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人の情報取得、意思疎通及び社会参加を促進するため、日常生活用具給付事業において、スマートフォンやタブレット端末等のICT機器や意思伝達装置等の充実を図り、障害特性に応じたコミュニケーション支援を推進します。

施策4 相談支援体制の充実

現状と課題

区では、すこやか障害者相談支援事業所を中心に相談支援を実施しています。一方で、2025年度に実施した障害福祉サービス意向調査によると、障害福祉サービスを利用していない人のうち、31.2%が「サービスを知らない」、「利用方法が分からない」と回答しています。

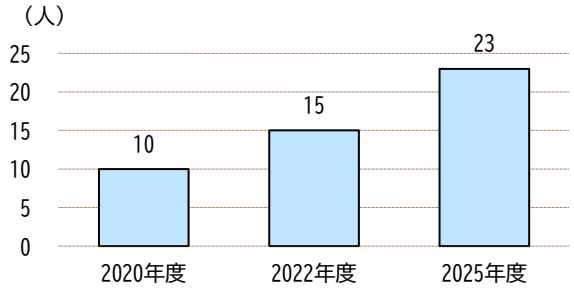
障害のある人が身近な地域で必要な相談支援を受け続けることができるよう、基幹相談支援センター*による相談支援事業所への後方支援や人材育成を行うとともに、相談支援機関同士の連携を強化することが重要です。

加えて、高次脳機能障害*や発達障害*等に関する専門的な相談支援のニーズも高く、一人ひとりの状況や障害特性に応じた支援や、ライフステージを通じた切れ目のない相談支援の充実が求められています。

区外の入所施設から住み慣れた地域のグループホーム等へ移行した人は依然として少なく、施設入所者の障害の重度化や高齢化、長期入所による生活環境の定着などが地域移行を阻む要因となっています。また、精神科病院に1年以上の長期にわたり入院している方のうち、地域生活へ移行する人はほぼ横ばいの状況となっており、長期入院患者や高齢化した入院患者の地域生活への移行を支える体制の強化が課題となっています。

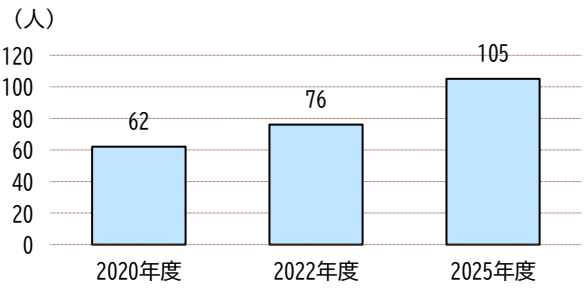
障害のある人が自らの意思や希望に応じて地域生活へ移行し、その後も安心して暮らし続けることができるよう、共同生活援助をはじめ、住まいや日中活動の場、相談支援など地域生活を支えるサービスの充実が必要です。

入所施設から地域移行した障害者数
（2015年度以降の累積数）



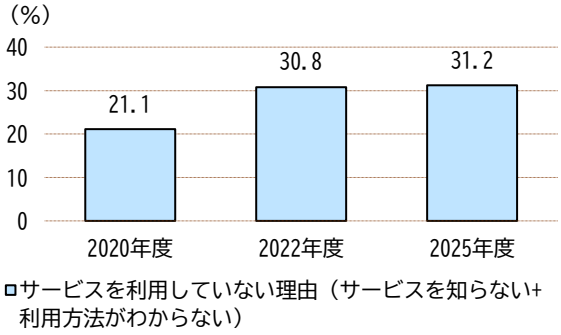
出典：中野区資料

長期精神科病院入院からの退院者数
（2015年度以降の累積数）



出典：中野区資料

障害福祉サービスを利用していない理由



出典：障害福祉サービス意向調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
入所施設から地域移行した障害のある人の数（2015年度以降の累積数）	障害のある人の地域移行に必要な環境が地域に整っていることを示すため	23人	35人

出典：中野区資料

精神科病院での長期（1年以上）入院を経て退院した人の数（2015年度以降の累積数）	障害のある人の地域移行に必要な環境が地域に整っていることを示すため	105人	145人

出典：中野区資料

障害福祉サービスを利用していない理由に、「サービスを知らない」、「利用方法が分からない」と回答した人の割合	地域生活を継続するための相談支援体制が整備されていることを示すため	31.2%	12.6%

出典：障害福祉サービス意向調査

実現すべき状態

● 地域の相談支援体制の充実により、障害のある人やその家族が、身近な地域でそれぞれの障害特性や生活状況に応じた相談支援を受けることができています。

● 障害のある人が、本人の希望に応じて地域生活へ移行し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関が連携しながら、地域移行・地域定着に向けた切れ目のない支援が行われています。

主な取組

1　地域の相談支援体制の強化

障害福祉課、すこやか福祉センター

すこやか障害者相談支援事業所、相談支援事業所等の関係機関との連携を進め、身近な地域で必要な相談支援を受けることができる体制の強化に取り組みます。さらに区の委託による障害者相談支援事業のさらなる推進に努めます。

また、相談支援を通じて把握した地域課題について、障害者自立支援協議会等と共有し、地域の相談支援体制の充実につなげます。

2　重層的支援体制での多機関協働の推進

障害福祉課、すこやか福祉センター

障害のある人やその家族の高齢化、地域社会からの孤立など、地域生活の課題が複雑化・複合化していることから、障害福祉サービスのみでは解決が困難な課題について関係機関と連携し、本人や家族への支援を行います。

3　個別ニーズに応じた相談支援

障害福祉課

高次脳機能障害、発達障害等について、障害者地域自立生活支援センターつむぎを中心に、本人や家族への専門相談、家族支援等を実施し、障害特性に応じた相談支援の充実を図ります。

また、高次脳機能障害者の切れ目ない支援の推進のために、医療等の関係機関との連携を進めていきます。

4　障害者の高齢化に伴う継続的な相談支援

障害福祉課

障害のある人の高齢化が進む中、65歳以降も本人が引き続き地域で生活していくため、介護保険サービスへの円滑な利用の移行を行います。介護保険移行後も適正な障害福祉サービスの支給を行うため、ケアマネジャー等と連携した支援方法を検討していきます。

5 ピアサポートの実施

障害福祉課

- 障害者地域自立生活支援センターつむぎにおいて、知的障害者、視覚障害者等のピアスタッフによる専門相談の実施を継続します。また、精神障害者地域生活支援拠点*ippuku で実施しているピアスタッフによる相談支援を継続するとともに、2027年度に設置予定の身体障害者及び知的障害者を対象とした地域生活支援拠点においても、順次ピアスタッフの養成を図っていきます。身体・知的・精神の3障害それぞれに当事者の視点に立った相談支援が行える体制の構築を図ります。

- 精神障害者地域生活支援センターせせらぎにおいて、ピアスタッフが地域移行支援に参画し、長期入院者の退院支援や地域生活移行支援を担う体制の充実を図ります。また、精神障害者地域生活支援センターを拠点として、ピアカウンセリングやピアスタッフによる相談支援を実施するとともに、ピアカウンセリング講座等を活用しながら、ピアサポートの理解促進と担い手の育成を進めます。

6 基幹相談支援センターの機能強化

障害福祉課

基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所への助言・後方支援、相談支援専門員*の人材育成等を行い、地域の相談支援体制の充実を図ります。また、障害者虐待防止や成年後見制度の利用支援等の権利擁護を推進するとともに、地域生活支援拠点や障害者自立支援協議会等との連携を強化します。

7 地域移行・地域定着の推進

障害福祉課

施設入所者や精神科病院に長期入院している人に対して、本人の意思や希望を尊重した意思決定支援を行いながら、地域生活支援拠点を中心に、相談支援事業所や関係機関が連携しながら地域移行及び地域定着を支援します。

施策5　地域生活の継続支援

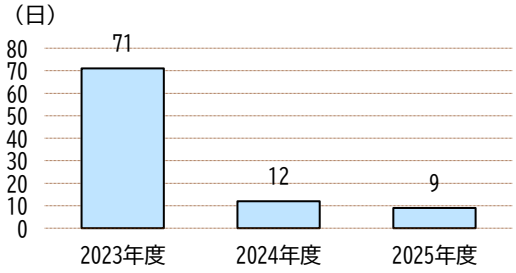
現状と課題

障害のある人や介護者の高齢化、障害の多様化・重度化、ライフスタイルや価値観の変化など、障害のある人を取り巻く環境は変化しています。こうした中、親亡き後や8050問題を見据えた支援、介護者の負担軽減、心身の健康の維持・増進など、多様なニーズに対応することが求められています。そのため、地域生活支援拠点等の機能の充実や関係機関の連携強化を図り、障害のある人とその家族を地域全体で支える体制を充実していく必要があります。

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2025年度には2020年度の約1.48倍となっています。精神障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保、ピアサポート、退院後の生活支援、家族支援などを充実し、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進する必要があります。

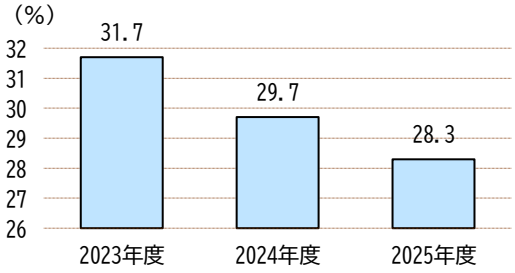
2025年度に実施した障害福祉サービス意向調査では、「住宅で困っていることがある」と回答した人の割合が28.3%となっています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人の希望や障害特性、生活状況に応じた住まいの確保が重要です。住宅・福祉部門や不動産関係団体、居住支援法人などが連携し、住まい探しから入居後の生活まで切れ目なく支援する体制を充実していく必要があります。

地域生活支援拠点における
緊急一時保護の受入延日数



出典：中野区資料

住宅で困っていることがある
と考える障害のある人の割合



出典：障害福祉サービス意向調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
地域生活支援拠点における緊急一時保護の受入延日数	地域生活の継続に関してセーフティネットが機能していることを示すため	9日	18 日

出典：中野区資料

住宅で困っていることがあると考える障害のある人の割合	地域生活を継続するための生活基盤が整備されていることを示すため	28.3%	26.3%

出典：障害福祉サービス意向調査

実現すべき状態

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、本人や家族を支える支援体制が充実するとともに、障害のある人やその家族の高齢化、障害の重度化、介護者の不在時や緊急時にも対応できる地域の支援体制が整っています。

主な取組

1　地域生活支援拠点の充実

障害福祉課

2027年度に開設予定の江古田三丁目重度障害者グループホーム等を、身体障害者及び知的障害者を対象とした地域生活支援拠点として位置づけ、地域生活継続の相談支援を強化します。

地域生活支援拠点等において、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会や場の提供等の機能を充実させるとともに、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等との連携を進めます。

2　家族支援の充実

障害福祉課

- 障害のある人の介護者である家族の就労の継続または介護負担の軽減、一時的に家庭での介護が困難となった場合等の支援として、日中一時支援や緊急時の受入れ・対応を実施します。
- 重症心身障害児（者）*等を介護する家族の一時休息やリフレッシュ、就労継続を支援するため、重症心身障害児（者）の自宅等に訪問看護師等を派遣します。また、利用場所の拡充を検討し、サービスの利便性向上及び利用しやすい環境の整備に努めます。

- 障害児者が、長期休暇期間中や日中の通所系サービス利用後等においても、身近な地域で安心して過ごせるよう、地域の実情や利用者の状況に応じた居場所の確保に取り組み、家族の就労継続等を図ります。

- 障害や発達に課題のある子どもの保護者や家族が地域で孤立することのないよう、ペアレントメンター*の養成を継続し、身近に安心して相談できる場所を確保します。加えて、その広報や実施方法の工夫、医療的ケア児等の家族への支援についても推進します。

3 高齢化・重度化及び親亡き後を見据えた支援の充実

障害福祉課

障害のある人やその家族の高齢化、障害の重度化、親亡き後等を見据え、地域生活支援拠点を中心とした相談支援、緊急時の受入れ、体験の機会等の充実を図ります。また、日中サービス支援型グループホーム*の整備について検討していきます。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組

保健予防課、障害福祉課

区内の精神保健に関する保健・医療・福祉関係機関に所属する委員で構成される地域精神保健連絡協議会により、各関係団体の協力体制の整備及び調整などの検討を行い、地域における生活を支援する基盤づくりを進めていきます。

協議の場を通じて、住まいの確保支援に係る事業、ピアサポート、アウトリーチ、退院後の医療の継続支援、家族支援など、本人を取り巻く地域全体で支援体制を構築するものとして、今後、一層の推進を図っていきます。

5 保健・医療サービスの充実

障害福祉課

- 障害のある人等の口腔及び心身の健康の維持・増進を図るため、スマイル歯科診療所において障害特性に配慮した歯科診療を実施するとともに、歯科相談や口腔衛生指導、施設等への訪問診療や摂食・嚥下リハビリテーション等を行います。また、地域のかかりつけ歯科医との連携を推進し、継続的な歯科保健医療体制の充実を図ります。

- 障害者通所施設利用者の健康の維持・増進を図るため、障害特性に配慮した健康診断を実施します。通所施設利用者は、自力での受診が困難な場合や受診環境が十分に整っていない場合があることから、区事業として専門機関による健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。

6 居住支援体制の推進

住宅課、障害福祉課

- 住宅確保要配慮者の入居支援に加え、入居後の生活を支える支援や見守り体制について、居住支援協議会を中心とした連携体制のもと、不動産事業者や居住支援法人などとの連携を一層深めます。
- 公営住宅の供給等の取組も踏まえつつ、賃貸住宅オーナーや支援者に対するセミナーの開催などを通じて、セーフティネット住宅などへの理解促進を図り、地域で安定して暮らし続けられる環境を整備します。
- 精神障害者地域生活支援センターの日常相談や単身生活サポートプログラムを活用し、住居の確保や単身生活が困難となっている障害のある人への早期相談・早期介入を促進します。また、長期入院をしている人に対して、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等を効果的に提供し、入院中から退院後、地域定着までを見据えた切れ目のない居住支援体制の構築を推進します。さらに、24時間の電話相談による緊急対応を行うことで、地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実を図ります。

施策6　障害福祉サービス基盤の整備

現状と課題

障害のある人やその家族が地域で安心して暮らし続けるためには、生活介護や共同生活援助、短期入所等のサービス基盤の整備が重要です。一方で、障害のある人の高齢化や重度化、医療的ケアが必要な人の増加により、支援ニーズは多様化・高度化しています。

医療的ケアが必要な人を含む重度障害者を受け入れるグループホームや、日中サービス支援型グループホームは未整備であり、生活介護についても今後の利用ニーズの増加が見込まれます。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様なニーズに対応したサービス基盤の整備が求められています。

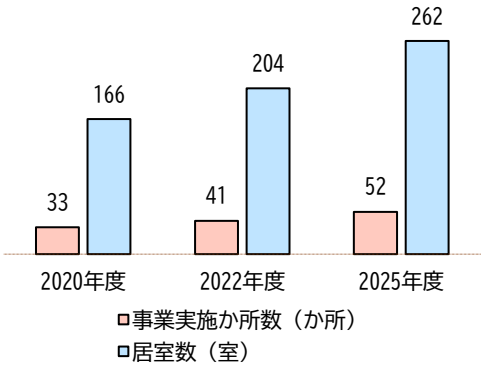
事業実施に必要な用地の確保が難しいことに加え、昨今の物価高騰による建設経費の上昇や工事期間の長期化等の影響により、施設整備や運営を担う事業者の確保が課題となっています。また、施設整備にあたっては、利用者の利便性や送迎体制の確保など、地域条件を踏まえた検討も必要です。

今後のサービス需要に対応するため、事業者が参入しやすい環境づくりや、安定的な運営を支える取組を進める必要があります。

障害福祉分野における人材不足は深刻な課題となっており、安定したサービスの提供には、福祉人材の確保・育成・定着を総合的に進めていくことが重要です。障害福祉サービス事業者等に対する人材確保支援の充実や、支援職員が働き続けたいと思える環境づくりの推進が必要です。

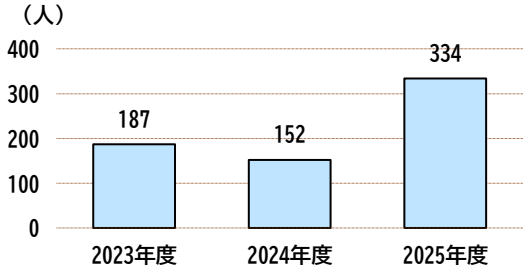
また、事業所間交流や研修、事業者への指導検査を通じた支援者の資質向上及びサービスの質の向上が求められています。

区内のグループホーム数



出典：中野区資料

障害福祉人材育成研修の参加者数



※2025年度から、一部の研修を除き研修動画のアーカイブ配信を開始

出典：中野区資料

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
区内のグループホームにおける事業実施か所数及び居室数	障害のある人が地域で生活を送ることができる環境が整っていることを示すため	52か所 262室	62か所 317室

出典：中野区資料

障害福祉人材育成研修の参加者数	地域の障害福祉サービス事業所に対する人材育成の取組状況を示すため	334人	350人

出典：中野区資料

実現すべき状態

● 医療的ケアが必要な人を含む重度障害者をはじめとする障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活の継続を支える施設やサービス提供体制が整備されています。

● 障害福祉サービスを支える人材が確保・育成・定着され、専門性の高い支援が提供されるとともに、事業者による適正な運営とサービスの質の向上が図られています。

主な取組

1　施設整備の推進

障害福祉課

● 2027年10月の開設に向け、運営事業者と連携を図りながら、江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業を着実に推進します。重度障害者が安心して地域で暮らし続けられるようニーズ調査等を行いながら、引き続き環境整備について検討していきます。

● 医療的ケアが必要な人を含む重度障害者が地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、日中サービス支援型グループホーム、短期入所及び生活介護施設の整備に向け、関係部署と連携しながら適地の検討や、民間事業者の参入促進を図ります。また、施設整備後の安定的な運営や送迎体制の充実を見据え、利便性の高いサービス提供体制の構築を進めます。

2 施設の運営支援

障害福祉課

障害福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できる体制を確保するため、グループホーム等への整備支援、日中活動系サービス事業所の運営支援を実施します。

3 事業者指導・検査の実施

障害福祉課

区内障害福祉サービス事業所等における事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立ったサービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的として、事業者に対して指導検査（実地指導、集団指導）を実施します。

4 事業者連携によるサービスの質の向上

障害福祉課

地域全体の障害福祉サービスの質の向上を推進するため、障害者自立支援協議会における事業者連絡会等を活用し、障害福祉サービス事業者間の情報交換や利用者支援に関する課題の共有、職員交流研修や専門研修を実施します。

5 福祉人材の確保

障害福祉課

- 東京都の宿舎借り上げ支援事業、人材確保対策支援事業などの各種支援制度や処遇改善加算の周知・活用を促進します。また、人材コンサルタントなどによる研修会を開催し、事業者が人材確保のためのノウハウを獲得する機会を設けるとともに、ヘルパー不足の解消及び安定的なサービス提供体制の確保に向け、効果的な支援策の検討を進めます。
- 資格取得のための支援など短期的な事業者支援に留まることなく、教育機関と福祉現場などと協力し、児童・生徒の早い段階からの福祉教育や、就労希望者のトライアル就労、福祉の仕事の魅力ややりがいの発信など、将来の介護・福祉を担う専門人材の育成を図るなど中長期的な取組を実施します。

6 福祉人材の育成・定着

障害福祉課

- 多様化するニーズに対応できるよう、区内の障害福祉サービス事業者に対し、人材育成研修を実施し、各事業者のスキルアップ、支援の質の向上を図ります。研修の実施にあたっては、現場の声を把握した上で、より効果的な内容を展開します。
- 研修や情報交換の機会を通じて、事業所間の職員のつながりづくりや相互の学びを促進し、働きがいやモチベーションの向上を図ることで、職場への定着を支援します。

施策7　障害児支援の提供体制の整備

現状と課題

区では、すこやか福祉センターを入り口として、療育相談*、利用申請・勘案事項調査、障害児支援利用計画*の作成など複数の手続きを経て障害児通所サービスの受給者証を交付しています。この過程で保護者には時間的・心理的負担が生じており、障害児支援利用計画の作成につながらず、セルフプラン*が選択される場合もあります。障害児通所支援の利用者増加を見据え、関係機関の情報共有や、療育機関における療育相談体制の強化が求められています。

障害や発達に課題のある子どもへの継続的な支援のためには、関係機関が情報共有し、成長段階に応じた支援を切れ目なく提供することが重要です。2026年度から障害者自立支援協議会に子ども部会が設置され、関係機関や民間事業所による連携体制の強化が進められていますが、今後さらなる充実が求められています。

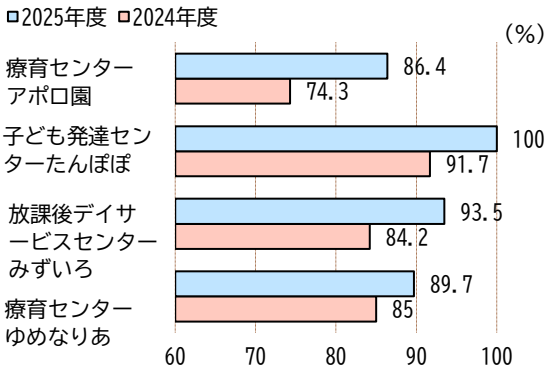
また、障害のある子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、家族支援の充実を図る必要があります。

障害児通所支援の利用者は増加しており、医療的ケア児や重症心身障害児への支援をはじめ、支援ニーズは多様化しています。地域において障害児支援を総合的に推進していくためには、関係機関や障害児通所支援事業所を支援する中核的な役割が求められています。

また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図るとともに、障害児の居場所や預け先へのニーズの高まりを踏まえた受入体制の充実が必要です。

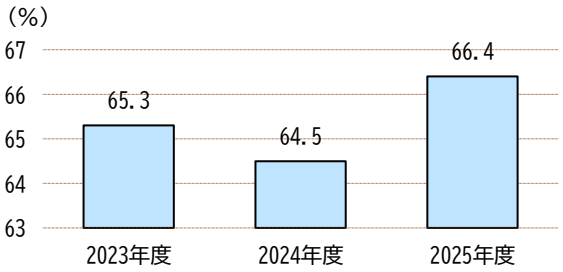
医療的ケア児や重症心身障害児への支援ニーズを捉えた切れ目のない支援体制の整備が求められており、区では関係機関の連携強化や相談支援体制の充実を進めています。一方で、医療的ケア児やその家族が必要な支援や情報を適切に受けられる環境づくりや、家族の負担軽減に向けた支援の充実が求められています。また、医療的ケア児支援法の改正により、支援対象が医療的ケアが必要な18歳以上の成人や重症心身障害者へ拡大されたことを踏まえ、18歳以降も見据えた支援体制の整備が必要となっています。

区立施設における障害児通所
支援サービスの満足度



出典:中野区資料

指定障害児相談支援事業者による
障害児支援利用計画作成率



出典:中野区資料

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
区立施設の障害児通所支援サービスについて「事業所の支援に満足している」と考える保護者の割合	適切な相談・支援の実施がされていることを示すため	91.9%	95%

出典:中野区資料

指定障害児相談支援事業者により作成された障害児支援利用計画の割合	適切なアセスメントにより総合的かつ効果的なサービスの提供が実施されていることを示すため	66.4%	70.4%

出典:中野区資料

実現すべき状態

● 障害や発達に課題のある子どもとその家族が、必要な支援を適切な時期に受けることができており、相談からサービス利用まで円滑につながる支援体制が整備されています。また、一人ひとりの状況や、障害特性に応じた専門的な障害児相談支援が行われています。

● 乳幼児期から学齢期、将来の自立や社会参加を見据え、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、成長段階に応じた切れ目のない支援が行われています。また、医療的ケア児や重症心身障害児を含め、保護者やきょうだいを含めた家族が、必要な支援を受けながら安心して生活できる環境が整っています。

● 地域の中核拠点となる児童発達支援センター*が整備され、障害児相談支援事業所や障害児通所支援事業所等への支援を通じて、地域全体の障害児支援体制が充実しています。また、保護者等のニーズを踏まえた障害児通所支援サービスの充実や質の向上が図られるとともに、障害や発達に課題のある子どもが安心して過ごせる居場所や活動の機会が確保されています。

主な取組

1　障害児通所支援の支給決定プロセスの改善　　障害福祉課、すこやか福祉センター

● 障害や発達に課題のある子どもやその家族が早期に相談や支援を受けられるよう、療育機関の体制及び専門性の強化を図るとともに、人員体制の充実等を支援します。また、整備を検討している児童発達支援センターにおいて、療育相談機能の充実を図ります。

● 早期に療育につながることができるよう、療育相談や計画相談等の手続きの効率化や、関係機関間の情報共有のDX化を検討し、サービス利用開始までの期間短縮と保護者負担の軽減に取り組みます。

2　障害児相談支援体制の充実　　障害福祉課、すこやか福祉センター

● 障害児相談支援事業者による計画作成を促進するため、事業者への支援の在り方の検討や相談支援専門員の育成、新たな障害児相談支援事業所の参入及び開設誘導を行います。

● 障害や発達に課題のある子どもに対して、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期への移行を見据えた切れ目のない支援を提供できるよう、障害者自立支援協議会にて子ども部会を設置し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を推進するとともに、障害児支援体制の充実を図ります。

● 5歳児健康診査等を通じて、発達に課題のある子どもを早期に把握し、療育相談や必要な支援に円滑につなげます。また、子どもの状況に応じて保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、就学を見据えた継続的な支援を推進します。

3　セルフプランの削減に向けた取組の推進　　障害福祉課

障害児相談支援事業所への支援等を通じて、障害児相談支援体制の強化を図るとともに、支給決定プロセスの改善によるサービス利用開始までの期間の短縮など、総合的な取組を進めることで、セルフプランの削減に取り組みます。

4 家族・きょうだい支援の充実

障害福祉課

障害や発達に課題のある子どもの保護者やその家族が地域で孤立することのないよう、身近な地域で安心して相談できる環境づくりを推進します。ペアレントメンター養成事業については、広報や実施方法の工夫により利用促進を図るとともに、医療的ケア児等の保護者への支援の充実を進めます。

また、きょうだいを含めた家族への支援についても検討し、支援の充実を図ります。

5 児童発達支援センターの整備

障害福祉課

平和の森小学校跡地において、障害や発達に課題のある子どもやその家族への相談支援を行うとともに、区内の障害児通所支援事業所等への助言や支援を行うなど、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備を進めます。

また、障害児の短期入所機能の確保についても併せて検討します。

6 障害児通所支援事業所の質の向上

障害福祉課

障害児通所支援事業所における事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立ったサービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的として、事業者に対して指導検査（実地指導、集団指導）を実施します。

7 障害児の居場所の充実

障害福祉課

障害児の家族の就労継続支援と障害児が安心して長期休暇期間中を過ごせるよう、居場所づくり事業を継続します。また、利用者ニーズを踏まえるとともに、事業者が安定したサービスを提供できる環境整備に努めながら、サービスの充実を図ります。

8 医療的ケア児等への支援

障害福祉課、保育園・幼稚園課、学務課、育成活動推進課

- 医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等専門相談窓口及びSNS相談をはじめとした相談支援体制を推進します。
- 重症心身障害児（者）等を介護する家族の一時休息やリフレッシュ、就労継続を支援するため、重症心身障害児（者）の自宅等に訪問看護師等を派遣します。また、利用場所の拡充を検討し、サービスの利便性向上及び利用しやすい環境の整備に努めます。
- 医療的ケア児等支援地域協議会において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図り、専門的な知見による協議の活性化を推進するとともに、18歳以上の医療的ケア者への支援についても、関係機関等との協議のあり方について検討します。また、医療的ケア児等コーディネーター*の情報共有や連携強化を図るため、医療的ケア児等支援情報連絡会を運営し、コーディネーターの相談支援技術の向上及び活動の促進に取り組みます。

- 医療的ケア児が身近な地域で安心して育ち学ぶことができるよう、保育園、幼稚園、学童クラブ及び学校等における受入体制の充実を図ります。また、看護師の配置や関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
- 区内で医療的ケア児の支援を行う関係者の知識及びスキルの向上を図るため、外部講師によるスーパーバイズを実施し、専門性の向上及び支援体制の充実に取り組みます。

施策8　安心・安全なまちづくり

現状と課題

区ではこれまで狭あい道路整備や区道のバリアフリー化等、安全で快適に歩けるみちづくりを進めており、今後も道路や公園、公共施設等のバリアフリー化等、誰もが移動しやすい基盤の整備を行い、より一層安全で快適な歩きたくなるまちの実現に向けた取組を進める必要があります。

視覚障害者にとって、歩道に放置された自転車は、移動の際の大きな支障となります。区内全域では放置自転車の件数は減少していますが、駅周辺や集客施設周辺では、依然として自転車が放置されている箇所があります。視覚障害者等が安心して移動できるよう、放置状況に応じた警告・指導を行うとともに、駐車環境の整備が求められています。

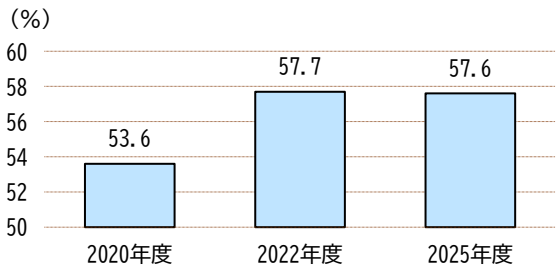
近年、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっています。区内には、視覚や聴覚に障害のある方をはじめ、災害時に特別な支援を必要とする情報取得に困難を抱える人が多数居住・滞在していることから、迅速かつ確実な情報提供体制を確保し、人命の保護を最大限に図るとともに、速やかな復旧・復興に向けた体制づくりが求められています。

多様な避難者に対応するため、避難所環境の見直し・改善などに継続的に取り組んでいく必要があります。また、在宅避難者等への支援を推進していくことが求められています。大規模災害が発生した場合、多数の帰宅困難者が発生することが想定されます。今後も引き続き、帰宅困難者の一時滞在施設の確保が必要です。

区では、自力で避難することが困難な人の避難支援を円滑に行うため、「災害時避難行動要支援者名簿」を整備するとともに、要支援者一人ひとりの「災害時個別避難計画書*」の作成を進めており、引き続き、計画書の必要性や活用について理解を得ながら、さらなる状況の把握と計画書の作成を進める必要があります。

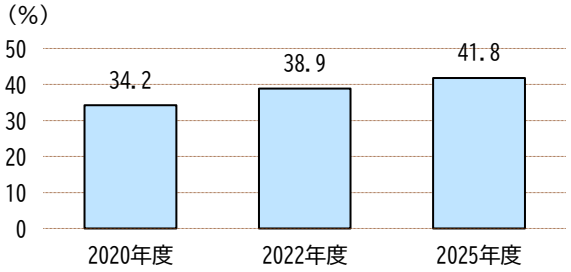
あわせて、名簿や計画書を活用した訓練や検証、災害時の安否確認等の協定を結んでいる事業者との連携強化、防災DXの取組について一層の推進が必要です。

外出時に困ることはないと考える
障害のある人の割合



出典：障害福祉サービス意向調査

災害への不安がないと考える
障害のある人の割合



出典：障害福祉サービス意向調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
外出する時に特に困ることはないと考える障害のある人の割合	外出を困難と考えない障害のある人の割合が多いほど外出や社会参加の基盤が整っていることを示すため	57.6%	61.6%

出典：障害福祉サービス意向調査

災害への不安がないと考える障害のある人の割合	災害時の支援体制が整っていることを示すため	41.8%	45.8%

出典：障害福祉サービス意向調査

実現すべき状態

● バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが進み、道路や交通機関、公共施設等を安全かつ円滑に利用できる環境が整備されています。

● 平時から地域や関係機関との連携による防災体制が構築され、災害時には必要な情報や支援を確実に受けることができています。

主な取組

1　バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

都市計画課、企画課

障害のある人をはじめ、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現に向け、多くの人が利用する公共施設等について、「中野区バリアフリー基本構想」や「中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）」に基づいて整備を推進します。

2　自転車利用の環境整備と適正化

防災危機管理課、都市計画課、道路管理課

安全な歩行空間を創出するため、自転車利用のルールの周知やマナー向上の啓発をするとともに、各駅周辺を中心に、放置自転車の指導・警告、撤去を実施します。

また、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できるよう、自転車通行空間の整備を図ります。

3　災害時における情報伝達手段の充実

防災危機管理課

障害のある人が、障害の種類及び程度に応じて、防災に関する情報の取得及び円滑な意思疎通による緊急通報を迅速かつ確実に行うことができる体制・仕組みの整備を進めます。あわせて、やさしい日本語の活用など分かりやすい情報提供を進めます。

4　避難環境の整備

防災危機管理課

避難所及び福祉避難所の運営を円滑に行うために、要配慮者対応を含めた役割分担や支援内容の整理を行い、実効性の高い運営体制の確立を図るとともに、福祉人材の関与や関係機関との連携のあり方について検討を進めます。

また、帰宅困難者を収容するための一次滞在施設の確保対策を行います。

5　地域の防災力向上

防災危機管理課

障害の有無に関わらず防災イベントや防災事業に参加できる環境づくり等を進め、地域で実施される訓練等の支援を行うことで、防災意識の向上を図ります。

6　避難行動要支援者への避難支援

地域活動推進課、防災危機管理課

協定事業者との連携強化を図り、迅速で的確な要支援者の安否確認等が行える体制を整えるとともに、関係所管との連携により、防災DXを推進します。また、「災害時個別避難計画書」作成の必要性を広く周知し、対象となる人への作成を促します。

施策9　障害者の就労支援

現状と課題

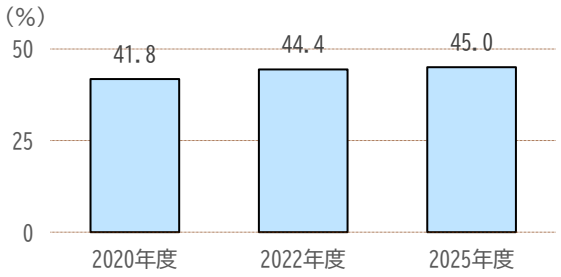
障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の改正による法定雇用率の段階的引き上げに伴い、都内民間企業による障害者雇用は徐々に拡大しています。中野区においても一般就労による定期的な収入のある障害者の割合は45%となり、増加傾向にあります。

本人の希望や障害の特性に応じた働き方を実現するためには、企業における障害者雇用への理解や合理的配慮の提供が課題となっています。障害のある人が希望や能力を活かして働くことができるよう、企業への理解啓発や雇用機会の拡大、一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めていく必要があります。

障害のある人が安心して働き続けるためには、職場における障害への理解や合理的配慮に加え、就労後の継続的な支援が重要です。障害福祉サービス意向調査では、障害のある人が働くために大切な環境として、「健康状態にあわせた働き方」、「職場の理解」、「自分の障害にあった仕事があること」が上位に挙げられました。障害のある人が就労を継続できるよう、障害者就労支援センター*をはじめ、企業や障害福祉サービス事業所、関係機関が連携し、本人を支える体制の充実が必要です。

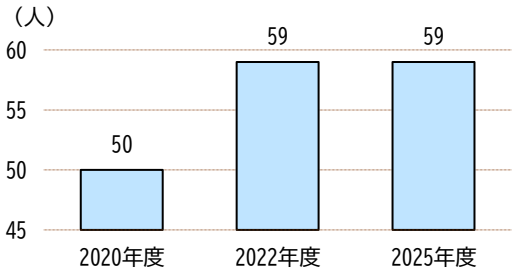
区内就労継続支援B型事業所の2025年度における平均工賃月額は22,899円となっていますが、障害のある人の高齢化や重度化により、工賃の維持・向上が困難になってきています。障害のある人の働く意欲や社会参加につながる福祉的就労の場を充実していくため、事業所が安定的に仕事を確保できる環境づくりや工賃向上に向けた取組の推進が求められています。

一般就労による定期的な収入のある障害者の割合(15歳以上65歳未満)



出典:障害福祉サービス意向調査

障害者就労支援センターにおける一般就労者数



出典:中野区資料

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
年金・手当以外の一般就労による定期的な収入のある障害のある人（15歳以上65歳未満）の割合	障害のある人の経済的自立を直接示すため	45%	46.3%

出典：障害福祉サービス意向調査

障害者就労支援センターにおける一般就労者数	一般就労促進に向けた取組の成果を示すため	59人	77人

出典：中野区資料

実現すべき状態

● 障害のある人が自らの能力を最大限に発揮し、希望する職業において、障害特性に応じた働き方が実現するとともに、職場における障害への理解や合理的配慮の提供が進み、安定して就労を継続できています。

● 障害のある人の働きたいという気持ちが尊重され、一人ひとりの目的や希望する働き方に応じた就労の場が確保されています。また、就労継続支援事業所では工賃向上に向けた取組が進み、やりがいを持って働くことができています。

主な取組

1　障害者の雇用促進

障害福祉課

● 障害者就労支援センターを中心に、就業相談や就労準備支援、職場実習等を実施し、一人ひとりの障害特性や能力、希望に応じた就労支援を行います。本人の能力や意向に応じた業務とのマッチングを丁寧に進めるとともに、就職前から就職後まで本人に寄り添った支援を継続的に提供し、障害のある人の一般就労の促進を図ります。

● 企業における障害者雇用の拡大に向けて、障害者就労支援センターを中心に企業訪問等を行い、新たな雇用先の開拓を進めます。また、企業に対して、障害者雇用に関する理解促進、雇用管理等のノウハウの共有により、障害者雇用に向けた働きかけを行います。

2 職場実習の充実

障害福祉課

職場実習を受け入れた事業主に対し奨励金を支給することにより、障害のある人が職場実習を受ける機会の拡大を図るとともに、職場実習を通じて仕事への理解を深め、自らの能力や適性に応じた職業選択につながるよう支援します。

3 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化

障害福祉課

特別支援学校在学中から就労を見据えた早期支援を実施し、在学生や家族に対して就職に向けた課題解決を図り、意欲を喚起することで、卒業後における進路の選択肢を拡げます。

また、一般就労を希望する障害者就労支援事業所の利用者に対し、アセスメント等を行い、一人ひとりに合った就労を目指す支援を実施します。

4 就労の定着・復職支援

障害福祉課

障害のある人が安定的に就労を継続できるよう、本人及び企業へ定着に向けた支援を行います。就労定着支援サービスの利用終了後も、なお就労定着への支援が必要な人に対して、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、障害者就労支援センター、相談支援事業所が一層の連携強化を行い、就労定着に取り組みます。また、勤続年数に応じた表彰を行うことにより、就労への意欲醸成へつなげます。

休職や離職により就労の継続が困難となった場合にも、就労支援機関や相談支援事業所等と連携しながら、継続的に相談支援を受けられる体制づくりを進めます。

5 重度障害者等への就労支援

障害福祉課

重度障害がある人等に対して、通勤や職場における身体介護、見守り等の支援を提供することで、就労機会の確保及び就労の継続を支援します。

6 ネットワークを活用した就労支援

障害福祉課

なかの障害者就労支援ネットワークを中心とした、障害のある人や家族に対する就労への意欲喚起や各事業所職員の支援力向上に向けた取組を支援します。また、なかの障害者就労支援ネットワークが主催するセミナー等に民間企業や経済団体の参加を促し、地域ぐるみでの就労支援に取り組みます。

7　工賃向上に向けた取組の推進

障害福祉課

- 就労継続支援事業所が安定的に仕事を確保し、事業所で働く障害のある人の工賃向上を図るため、中野区障害者福祉事業団が共同受注を行い、受注から納品までを支援するとともに、企業等への働きかけや受注開拓を進めます。また、就労継続支援事業所が受注可能な区の役務等について、優先的な発注を推進します。

- 就労継続支援事業所における工賃水準の向上を図るため、障害者就労支援センターや就労継続支援事業所等との情報共有や意見交換を行いながら、自主生産品等の効果的な周知、商品開発や運営改善等の取組について、研究を進めるとともに後方支援に努めます。

8　就労継続支援事業所間の連携強化

障害福祉課

障害者自立支援協議会就労支援部会を活用し、一般就労及び福祉的就労に関する課題の共有や就労継続支援事業所間の情報交換を行うとともに、関係機関との連携のもと、課題解決に向けた協議を行います。

9　区役所における障害者活躍の推進

職員課

障害のある職員一人ひとりが、障害の特性や個性に応じて能力をより一層発揮し、職場において自分らしく活躍できるよう、「中野区人材育成総合プラン（第2期中野区職員障害者活躍推進計画）」に基づき、計画的な職員の採用や職場環境の整備等を進めます。

施策 10 社会参加の充実

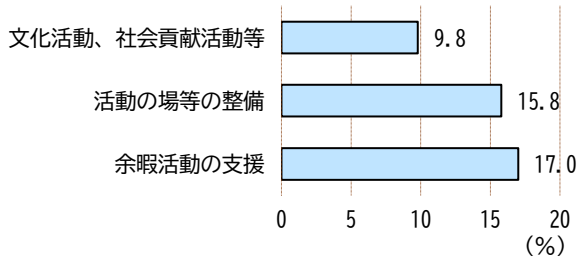
現状と課題

区では、障害のある人の創作活動を支援するとともに、障害の有無にかかわらず参加できる文化芸術事業や、多様な学びの機会の提供に取り組んでいます。一方、これらの活動や学びに関する情報の提供、参加に向けた支援は十分とはいえません。障害のある人が文化芸術や学びに親しみ、主体的に参加できるよう、効果的な情報発信と支援の充実を図る必要があります。

障害のある人の社会参加を促進するためには、障害特性や生活状況に関わらず、安心して外出や余暇活動を楽しめる環境が必要です。外出時の支援を必要とする人も多いことから、移動支援の充実を図るとともに、社会参加のきっかけとなる活動や交流の機会の確保が必要です。

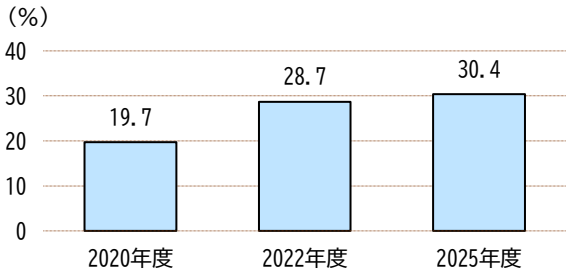
特別支援学校卒業後や障害福祉サービスの利用後も、障害のある人が地域で安心して過ごし、多様な活動に参加できる場が求められています。本人や家族のニーズを踏まえ、夕方以降も安心して過ごせる居場所や活動の機会の確保が必要です。

障害のある人が回答した充実してほしい施策（一部抜粋）



出典：障害福祉サービス意向調査

外出の主な目的で「趣味」、「スポーツ」と回答した障害のある人の割合



出典：障害福祉サービス意向調査

成果指標

成果指標	指標設定の理由	現状値（2025年度）	目標値（2029年度）
ほとんど外出しない又は全く外出しない人の割合	障害のある人の社会参加の状況を示すため	13.3%	11.3%

出典：障害福祉サービス意向調査

外出の主な目的で、「趣味」、「スポーツ」と回答した障害のある人の割合	障害のある人が余暇活動を楽しめる環境が整っていることを示すため	30.4%	35.7%

出典：障害福祉サービス意向調査

実現すべき状態

● 障害のある人が、文化・芸術、生涯学習、スポーツ、余暇活動等の様々な活動に参加し、障害の有無に関わらず共に学び、交流しながら、地域社会の一員として主体的に活動できています。

● 一人ひとりの興味や希望に応じた活動や居場所が確保され、社会参加の機会が充実しています。

主な取組

1　文化芸術活動の環境づくりの推進

文化振興・多文化共生推進課、障害福祉課

障害の有無に関わらず、文化芸術を通じた自己表現や交流を促進し、社会参加につなげるため、区有施設等を活用した事業の展開、発表機会の充実及び効果的な情報発信に取り組みます。また、アール・ブリュットをはじめとする多様な創作活動を支援し、文化芸術活動の促進を図ります。

2　学びの機会の充実

文化振興・多文化共生推進課、障害福祉課

● 障害のある人が生涯を通じて主体的に学ぶことができるよう、生涯学習環境の充実を図り、多様な学習機会を提供します。また、特別支援学校卒業後における一人ひとりの興味や関心に応じた学びの機会の確保策や、学びの継続に向けた支援のあり方について、検討を進めます。

● 重度障害がある人等に対して、通学や大学等における修学に必要な身体介護等を提供することで、修学機会の確保及び社会参加の促進を図ります。

3 障害者スポーツの推進

スポーツ振興課

● 障害のある方の運動習慣の定着と外出・交流機会定着のため、より特性に応じたプログラムの改善、拡充に取り組みます。

● 障害のある方、無い方の相互理解促進やより多くの方に、障害者スポーツ・ユニバーサルスポーツを知ってもらうための普及啓発に取り組むとともに、障害者が安全・安心にスポーツに参加できる環境を整備します。

4 移動支援の充実

障害福祉課

● 外出が困難な障害者等の社会参加を支援するため、ガイドヘルパーによる移動支援を実施します。また、単独での通学が困難な障害児に対し、登下校時の安全確保を図る通学等支援を実施します。利用者や事業者の意見を踏まえながら、支援内容の見直しや充実を図るとともに、事業者への支援を通じて安定的なサービス提供体制の確保に努めます。

● 障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を支援するため、障害者福祉会館等の区内の福祉施設への交通手段として、送迎巡回バスを運行します。また、利便性向上に向け、新たな送迎資源の活用について検討します。

5 余暇活動の充実

障害福祉課

● 障害者の社会参加と家族の就労継続を支えるため、日中の通所系サービス利用後等に、安心して過ごせる居場所づくり事業を実施し、交流や余暇活動の機会を提供します。利用者ニーズを踏まえるとともに、事業者が安定的にサービス提供できる環境整備に努めながら、サービスの充実・拡充を図ります。

● 地域活動支援センター*において、創作活動や交流の機会を提供するとともに、相談支援や居場所機能の充実を図り、障害者の自立、社会参加及び地域生活を支援します。

Ⅲ 第8期中野区障害福祉計画

1 成果目標（2029年度の目標設定を行う主要項目）

障害者総合支援法第87条に規定する国が定めた基本指針に基づき、「障害福祉サービス意向調査」の結果やこれまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえて、区の目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

(1)施設入所者の地域生活への移行

障害のある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、2029年度における目標値を設定します。

①取組の方向性

施設入所者本人の希望や生活状況を確認し、施設や相談支援事業所等と連携しながら、地域生活への移行に向けた支援を進めます。また、地域移行後も安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援拠点を活用し、本人の状況に応じた支援につなげます。

地域移行推進に伴い、重度障害者が利用できる日中活動の場、共同生活援助の整備等、利用者数の見込み需要にあわせ、引き続き施設整備を進めていきます。

②目標

項目	目標値
2029年度末までに地域生活に移行する人数 ＜国の基本指針：2025年度末施設入所者（172人）の6%以上＞	11人
2029年度末時点における入所者数 ＜国の基本指針：2025年度末施設入所者（172人）から5%以上削減＞	163人

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、保健・医療・福祉関係者による協議を実施するとともに、精神障害のある人の地域移行及び地域生活の継続を促進するためのサービスを拡充します。

①取組の方向性

精神障害のある人の精神科病院からの地域移行において、本人のニーズの把握や地域での体験の機会の提供などを推進し、精神障害のある人が、地域において安心して生活するために、保健、医療、福祉の連携体制の強化を図ります。また、メンタルヘルスやこころの病気への正しい知識を持ち、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴やこころの不調の発見やサポートを行う心のサポーターを養成するとともに、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するために、住民の心理的ストレスを含む精神的な問題の程度の把握に努めます。

地域での自立した生活を支えるためには、住まいの確保が重要であることから、単身生活を継続するための居住支援や、障害特性に配慮した共同生活援助等の整備・開設支援を引き続き推進していきます。また、社会参加や就労に向けた支援の充実を図るとともに、日中活動の機会の確保など、障害福祉サービスのさらなる充実を図ります。

②目標

○保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項目	2027年度	2028年度	2029年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価の実施回数	2回	2回	2回
心のサポーター養成研修実施回数	1回	1回	1回
心のサポーター数	138人	168人	198人
精神保健福祉相談員講習会等の実施	検討	検討	実施

○精神障害者の地域移行支援等の利用者数

項目	2027年度	2028年度	2029年度
地域移行支援の利用者数	5人	5人	5人
地域定着支援の利用者数	7人	7人	7人
共同生活援助の利用者数	135人	145人	155人
自立生活援助の利用者数	4人	4人	4人
自立訓練(生活訓練)の利用者数	60人	60人	60人
短期入所の利用者数	140人	150人	160人

(3)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業)を通じて、一般就労に移行する人数、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率等について目標値を設定します。

①取組の方向性

障害者就労支援センターを中心に、就業相談や就業前訓練、企業開拓を行うとともに、職場体験実習や職場実習の機会を充実し、福祉施設利用者等の一般就労への移行を促進します。また、特別支援学校等と連携し、在学中から就労に向けた早期支援を行うことで、卒業後の進路選択の幅を広げるとともに、一般就労への円滑な移行につなげます。さらに、職場への同行や就職先への定期的な面接などの就職後の定着支援を行うことで、安定した就労の継続を支援します。

障害者の希望や能力に沿った就労実現を図るために、就労アセスメントを活用した就労選択支援事業の利用など、それぞれに適した就労を選択できる仕組みを推進していきます。

②目標

○福祉施設から一般就労する障害者数

項目		目標値
2029年度中に福祉施設から一般就労をする障害者数 ＜国の基本指針:2024年度実績(70人)の1.31倍以上＞		92人
	うち就労移行支援事業からの一般就労者数 ＜国の基本指針:2024年度実績(55人)の 1.14倍以上＞	63人
	うち就労継続支援A型事業からの一般就労者数 ＜国の基本指針:2024年度実績(5人)の概ね 1.52倍以上＞	8人
	うち就労継続支援B型事業からの一般就労者数 ＜国の基本指針:2024年度実績(2人)の概ね 1.67倍以上＞	4人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上		5事業所以上
2029年度中に障害者就労支援センターより一般就労をする障害者数		77人

○就労定着支援事業の就労定着率

項目	目標値
就労定着支援事業の利用者数 ＜国の基本指針：2024年度末実績（93人）の1.47倍以上＞	137人
就労定着支援事業移行終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上	2事業所以上

就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

○就労選択支援事業所数

項目	目標値
就労選択支援事業所数 ＜国の基本指針：就労選択支援事業所を1以上設置＞	2事業所

(4)地域生活支援の充実

地域生活支援拠点へのコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の受入体制の構築を進め、運用状況の検証・検討を行います。また、強度行動障害*を有する人に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

①取組の方向性

地域において障害者やその家族が安心して生活を継続するために、地域生活支援拠点による緊急時の相談や受け入れ先の確保等の支援の拡充を進めていきます。さらに、ピアスタッフ等の養成や関係機関同士の連絡会等の連携強化により、地域で生活を支え続ける体制づくりを支援していきます。

強度行動障害を有する人が安心して生活できるよう、障害福祉事業所への研修等による支援技術の向上を進めていきます。

②目標

○地域生活支援拠点の充実

項目	2027年度	2028年度	2029年度
地域生活支援拠点の数	2か所	2か所	2か所
拠点コーディネーターの配置人数	2人	2人	2人
地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	3回	3回	3回

○強度行動障害を有する人への支援体制の整備

項目	2027年度	2028年度	2029年度
関係機関による事例検討の機会	6回	6回	6回
強度行動障害のある人が利用する事業所における研修の実施	有	有	有

関係機関による事例検討:障害者相談支援機関ケース検討会の開催回数

研修の実施:施設系事業者連絡会が調整を行っている事業所間交流研修において中野区職員が実習に参加した場合に有を選択

(5)相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組回数について目標値を設定します。

①取組の方向性

障害のある方が身近な地域で暮らし続けるための相談体制の強化・拡充に向けて、基幹相談支援センターによる、すこやか障害者相談支援事業所等への人材育成や困難ケース等の助言指導を行います。また、精神障害者を対象とした地域生活支援センター、身体障害者、発達障害、高次脳機能障害の専門相談を行う地域自立生活支援センターがそれぞれの役割を果たし、障害者の地域生活を有機的に支援できるように、連携強化を図ります。

障害のある人やその家族の意向を踏まえ、のぞまないセルフプランの状況把握に努めます。適切な相談支援を受けられるよう、相談支援専門員の育成や相談支援事業所との連携を進め、計画相談支援の利用を促進することで、のぞまないセルフプランの解消に取り組みます。

②目標

項目	2027年度	2028年度	2029年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	1人	1人
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合	80%	90%	95%
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	18件	18件	18件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への人材育成支援件数	10件	10件	10件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	有	有	有
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与	有	有	有

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質の向上のため、事業所等の職員の各種研修への参加を進めるため人数について目標値を設定します。

①取組の方向性

障害福祉人材が多様化・複雑化する支援ニーズに対応できる質を確保するために、基幹相談支援センターにおいて実施する専門性向上のための研修、障害者自立支援協議会における合同セミナー等の取組の他、東京都の実施する相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等への参加を勧奨していきます。

区内障害福祉サービス事業所等における事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立ったサービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的として事業者に対して、指導検査を実施します。

②目標

項目	2027年度	2028年度	2029年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	27人	27人	27人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
上記共有等の実施回数	1回	1回	1回
東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無	有	有	有
上記共有等の実施回数	2回	2回	2回

2 事業及び必要な量の見込み

成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス等の見込量（活動指標）を設定します。

訪問系サービス

(1)居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績（年度）			見込量（年度）		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用時間数（時間分/月）	7,407	7,058	7,385	7,563	7,745	7,932
利用者数（人/月）	598	601	613	622	632	642

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から 2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・人材確保及び資質向上を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(2)重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援などを総合的に行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績（年度）			見込量（年度）		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用時間数（時間分/月）	14,311	14,779	15,735	16,603	17,519	18,486
利用者数（人/月）	51	49	49	49	50	50

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・重度障害のある人が地域生活を継続できるよう、人材の確保を図りながら、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

(3)同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護等を行います。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用時間数(時間分/月)	2,964	3,056	3,203	3,252	3,302	3,353
利用者数(人/月)	100	100	99	98	97	97

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・視覚障害のある人の外出や社会参加を支援できるよう、サービス提供体制の確保及び充実に努めます。

(4)行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が危険を回避するために、必要な支援、外出介護を行います。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用時間数(時間分/月)	494	521	523	581	645	717
利用者数(人/月)	11	11	11	12	13	14

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から 2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・専門性の高い支援を提供できるよう、人材の確保及び育成を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

(5)重度障害者等包括支援

常時医療的なケアを必要とするなど介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせ、地域生活を包括的に支援します。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用時間数(時間分/月)	－	－	－	－	－	－
利用者数(人/月)	－	－	－	－	－	－

≪見込量の考え方と確保策≫

・現在利用がなく、また今後の利用者の見込みがありません。

日中活動系サービス

(1)生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、日常生活の介護や生産活動等の機会の提供を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	8,041	8,066	8,353	8,418	8,484	8,551
利用者数(人/月)	423	427	430	434	437	441
区内事業実施か所数(か所)	13	13	13	13	13	13

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・重度障害のある人の日中活動の場を確保するため、受入体制の充実や支援の質の向上に努めます。

(2)自立訓練(機能訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。(標準利用期間は1年6か月)

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	109	111	83	78	73	68
利用者数(人/月)	10	11	10	9	9	9
区内事業実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から 2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・身体機能の維持・向上を支援できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(3)自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(標準利用期間は2年)

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	945	874	818	906	1,004	1,113
利用者数(人/月)	59	57	51	56	60	66
区内事業実施か所数(か所)	3	4	3	3	3	3

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から 2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・自立した地域生活に向けた支援を充実するため、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(4)就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用し、就労能力や適性についての客観的な評価や配慮事項の整理等を行うことにより、本人の能力や適性に合った一般就労や就労系障害福祉サービス事業所の選択ができるよう、必要な支援を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分)	－	66	133	214	214	214
利用者数(人)	－	8	11	24	24	24
区内事業実施か所数(か所)	－	1	2	2	2	2

※延利用者数(人日分)及び利用者数(人)は年間の合計数

≪見込量の考え方と確保策≫

・2025年度及び2026年度の実績、特別支援学校高等部の卒業生の人数及び2027年度からの利用対象の拡大を踏まえ、見込量を算出しています。
・利用者が就労先・働き方について、希望や適性に応じてより良い選択ができるよう、特別支援学校や障害者就労支援事業所等との連携による支援体制の構築を進めます。

(5)就労移行支援

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(利用者の要件有・標準利用期間は2年)

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	1,882	1,874	1,732	1,745	1,758	1,772
利用者数(人/月)	119	117	106	107	109	110
区内事業実施か所数(か所)	11	11	11	11	11	11

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・一般就労への移行を促進するため、関係機関と連携しながら、支援体制の充実に努めます。

(6)就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	747	733	677	678	678	679
利用者数(人/月)	42	43	39	40	40	41
区内事業実施か所数(か所)	2	2	2	2	2	2

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・就労機会の確保と職業能力の向上を図るため、安定的なサービス提供体制の確保に努めます。

(7)就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	7,045	7,630	7,868	8,172	8,488	8,816
利用者数(人/月)	493	531	547	569	593	617
区内事業実施か所数(か所)	14	16	14	14	14	14

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・就労機会の確保や工賃向上に向けた支援の充実を図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

(8)就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て新たに雇用された障害のある人が、雇用事業所において就労を継続するために必要な連絡調整や課題解決への支援を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	46	62	74	84	95	108

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・一般就労後の職場定着を支援するため、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。

(9)療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	33	35	35	36	37	37

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの利用者の推移をもとに、見込量を算出しています。

・医療的ケアを必要とする人が適切な支援を受けられるよう、医療機関等と連携した受入体制の確保に努めます。

(10)短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

①福祉型

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	433	515	548	580	615	651
利用者数(人/月)	93	103	109	121	133	148
区内事業実施か所数(か所)	7	8	8	9	9	9

②医療型

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	31	34	50	53	56	60
利用者数(人/月)	6	7	7	7	7	7

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・福祉型の区内事業実施か所数は、2027年度に開設を予定している江古田三丁目重度障害者グループホーム併設の短期入所を加えて算出しています。
・介護者の負担軽減や緊急時の受入れに対応できるよう、施設整備による受入基盤の充実を図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

居住系サービス

(1)自立生活援助

一人暮らしの知的及び精神障害のある人等が、居宅において自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な訪問または随時の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	1	1	0	1	1	1

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの実績を踏まえ、見込量を算出しています。

・地域生活への移行後も安心して暮らし続けられるよう、支援体制の充実に努めます。

(2)共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	288	314	324	341	358	377
うち行動障害・高次脳機能障害を有する利用者数(人/月)	3	4	5	5	5	5
うち医療的ケアが必要な利用者数(人/月)	4	5	5	5	5	5
区内事業実施か所数(か所)	48	52	55	58	60	62
区内居室数(室)	241	262	275	297	307	317

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・区内事業実施か所数及び区内居室数は、過去の開設実績を踏まえた見込みに、2027年度に開設予定の江古田三丁目重度障害者グループホームを加えて算出しています。
・地域における居住の場を確保するため、施設整備を進めるとともに、利用ニーズに応じた受入体制の充実に努めます。

(3)施設入所支援

入所した施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	171	171	174	174	173	172
区内施設利用者数(人)	51	50	51	50	50	50
区内事業実施か所数(か所)	2	2	2	2	2	2

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・重度障害のある人が安心して生活できる場を確保するため、入所支援体制の充実に努めます。

相談支援

(1)計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害のある人の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	464	490	526	561	597	637

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・相談支援専門員の確保及び資質向上を図るとともに、利用ニーズに応じた相談支援体制の充実に努めます。

(2)地域移行支援

入所施設や精神科病院を退所・退院し、地域での生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	3	3	3	3	3	3

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・地域生活への円滑な移行を支援するため、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。

(3)地域定着支援

居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくため、常時の連絡体制や緊急時等の支援体制が必要と見込める人に対して、連絡体制を確保し、障害特性による緊急事態等において支援を行います。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	5	7	5	5	4	4

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な支援体制の確保に努めます。

地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や、利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業です。

(1)相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な支援等を行います。障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害のある人の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。また、賃貸契約による一般住宅への入居や転居を支援する居住サポート事業を実施し、退院や退所の促進や地域での自立生活を支援します。

知的障害または精神障害のある人に対する成年後見制度の利用を支援します。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者相談支援事業 実施か所数	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業 延利用者数(人分/年)	61,299	60,884	60,721	59,186	57,589	55,992
基幹相談支援センター等 機能強化事業実施か所数	6	6	6	6	6	6
居住サポート事業利用者数(人/年)	10	6	7	9	10	11
成年後見制度利用支援事業利用者数(人/年)	1	1	1	2	2	2
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業* 実施の有無	有	有	有	有	有	有

●障害者相談支援事業実施か所は、障害福祉課(基幹相談支援センター事業)、中部・北部・南部・鷺宮すこやか障害者相談支援事業所、精神障害者地域生活支援センター(通称「地域生活支援センターせせらぎ」)、障害者地域自立生活支援センター(通称「つむぎ」)です。

●基幹相談支援センター等機能強化事業実施か所は、障害福祉課（基幹相談支援センター事業）、中部・北部・南部・鷺宮すこやか障害者相談支援事業所、精神障害者地域生活支援センター（通称「地域生活支援センターせせらぎ」）です。

≪見込量の考え方と確保策≫

（障害者相談支援事業）

・過去の実績の推移を踏まえて見込量を算出しています。

・相談支援を必要とする人の個々の特性に応じて、切れ目なくサービスを受けられるよう相談支援体制の充実を図っていきます。

（居住サポート事業）

・2023年度から2026年度までの平均に、伸び率を乗じて見込量を算出しています。

・居住支援関係機関や相談支援事業所との連携を強化し、入居前後の継続的な相談支援を充実させていきます。

（成年後見制度利用支援事業）

・過去の実績を踏まえて見込量を算出しています。

・成年後見制度の改正を踏まえた制度利用の周知啓発を進め、利用促進を図ります。

(2)意思疎通支援事業

聴覚、視覚、言語その他の障害のため意思疎通に支障がある障害のある人とその他の人との意思疎通を仲介する支援者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
手話通訳者派遣延利用者数(人分/月)	50	55	49	52	53	54
要約筆記者派遣延利用者数(人分/月)	11	9	9	10	11	12
代筆・代読支援者派遣延利用者数(人分/月)	56	64	65	66	67	68
失語症者意思疎通支援者個人派遣延利用者数(人分/月)	2	6	5	5	6	7
手話通訳者窓口配置数(人)	1	1	1	1	1	1

≪見込量の考え方と確保策≫

・2024年度から2026年度までの実績の平均から見込量を算出しています。

・意思疎通支援を担う人材の確保及び資質向上を図り、利用者のニーズに応じた支援体制の確保に努めます。

(3)日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
介護訓練支援用具給付件数(件/年)	31	20	26	26	26	26
自立生活支援用具給付件数(件/年)	50	52	28	53	53	53
在宅療養等支援用具給付件数(件/年)	41	46	30	45	45	45
情報・意思疎通支援用具給付件数(件/年)	29	36	34	40	40	40
排泄管理支援用具給付件数(件/年)	5,034	4,825	4,710	4,597	4,487	4,380
住宅改修費(件/年)	2	2	2	4	4	4

≪見込量の考え方と確保策≫

・2024年度から2026年度までの実績の平均から見込量を算出しています。

・効果的な制度周知を図りながら、需要に応じた給付を実施します。

(4)移動支援事業

障害のある人等が円滑に外出することができるよう、移動を支援します。

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
移動支援事業利用者数 (人/月)	465	478	501	520	539	559
移動支援事業延利用時間数 (時間分/月)	6,744	6,570	6,810	6,846	6,882	6,918
移動支援事業実施か所数 (か所)	143	147	163	174	185	197
障害者福祉会館バス延利用者数 (人分/月)	1,872	1,755	1,711	1,799	1,866	1,975
障害者福祉会館バス延運行回数 (回/月)	182	181	177	182	182	182

〇移動支援事業は個別支援型について示しています。

〇障害者福祉会館バスは、同会館など区立福祉施設等を利用する障害のある人の移動手段として、2008年度から移動支援事業に位置付けています。

≪見込量の考え方と確保策≫

(移動支援事業)

・2024年度から2026年度までの実績の推移を踏まえて見込量を算出しています。

・増加傾向にある需要に応じて適切にサービスを提供します。また、制度の周知により、サービス提供事業者の確保及び実施体制の充実に努めます。

(障害者福祉会館バス)

・2025年度の実績に、年間の新規登録者の増減を踏まえて見込量を算出しています。

・屋外における移動が困難な障害者が区内の福祉施設を利用するための交通手段として利用できる送迎体制を図っていきます。

(5)地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	1,057	1,179	1,211	1,277	1,339	1,411
利用者数(人/月)	36	34	35	39	43	48
区内事業実施か所数(か所)	2	2	2	2	2	2

≪見込量の考え方と確保策≫

・精神障害者地域生活支援センター(Ⅰ型):2025年度から2026年度までの伸び率を前年度実績に乗じて算出しています。
・障害者福祉会館(Ⅱ型):新規利用者数の見込みを踏まえて見込値を算出しています。
・利用者及び関係機関のニーズを把握し、魅力あるプログラムの充実や情報発信の強化を図るとともに、安定的な運営を支援することで、利用促進及び受入体制の確保を図ります。

(6)日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	23	24	28	31	36	40
区内事業実施か所数(か所)	5	6	6	7	7	7

≪見込量の考え方と確保策≫

・2024年度から2026年度までの伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・事業実施か所数は、2027年度に開設を予定している江古田三丁目重度障害者グループホーム併設の短期入所を加えて算出しています。
・利用者や家族のニーズを踏まえ、事業者との連携により利用しやすいサービス提供体制を整備するとともに、相談支援事業所等への周知を進め、利用促進及び受入体制の確保を図ります。

(7)訪問入浴サービス事業

地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	74	63	81	120	120	120
区内事業実施か所数(か所)	0	3	3	3	3	3

≪見込量の考え方と確保策≫

・利用可能回数の全てが利用されるものとして見込量を算出しています。

・効果的な制度周知を図りながら、需要に応じた給付を実施します。

(8)重度訪問介護利用者の大学等修学支援

重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学等の修学を支援します。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	2	2	2	1	1	1
区内事業実施か所数(か所)	5	1	1	1	1	1

≪見込量の考え方と確保策≫

・現在の利用状況を踏まえて見込量を算出しています。

・効果的な制度周知を図りながら、需要に応じた支援を実施します。

(9)重度障害者等就労支援特別事業

重度の障害がある方の就労機会の拡大及び社会参加を促進するために、通勤支援や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施します。

≪サービス見込量≫ ※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	1	1	1	1	1	1
区内事業実施か所数(か所)	0	0	0	2	2	2

≪見込量の考え方と確保策≫

・現在の利用状況を踏まえて見込量を算出しています。

・効果的な制度周知を図りながら、需要に応じた支援を実施します。

(10)点字・声の区報等発行事業

視覚障害のある人のために、区報を点字翻訳した点字版区報や、音訳をしてデイジーCD等に録音した声の区報を定期的に配付します。

≪サービス見込量≫ ※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
点字版区報送付者数(人/月)	6	6	6	5	5	5
声の区報等送付者数(人/月)	21	20	19	25	25	25

≪見込量の考え方と確保策≫

・デジタル化が進み、音声読み上げソフトやアプリを利用している方も多くいることから、CDの利用は減少傾向にあります。ただし、一定数のニーズはあることと直近5年の平均利用者数については横ばいであることを踏まえ、今後も同程度と見込みます。

(11)手話通訳者養成等事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進などの支援者として期待される手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。また、手話が言語であることの理解を促進するための啓発事業として、やさしい手話教室を開催します。

≪サービス見込量≫

手話のできる区民の養成等　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
手話講習会受講者数(人/年)	153	155	169	159	159	159
応用クラス修了者数(人/年)	17	18	18	18	18	18
やさしい手話教室受講者数(人/年)	73	80	51	68	68	68

手話通訳者の養成　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
手話通訳者養成クラス受講者数(人/年)	9	8	8	9	9	9
手話通訳者認定試験合格者数(人/年)	4	3	3	4	4	4

〇手話講習会は、3年間の履修をもって手話のできる区民を養成し、手話通訳者養成クラスは、1年間の履修をもって手話通訳者を養成します。手話講習会受講者数(人/年)は、入門、基礎及び応用クラスの受講者数の合計です。

〇手話通訳者認定試験合格者数(人/年)は、手話通訳者養成クラス修了後、手話通訳者認定試験に合格した人数です。試験合格後、手話通訳者として登録します。

≪見込量の考え方と確保策≫

・2024年度から2026年度までの実績の平均から見込量を算出しています。

・手話が言語であることの理解促進及び周知啓発により、手話への関心を高めることで、手話通訳者の養成・確保を図ります。

(12)生活訓練等事業(デイケア)

退院直後など、地域での生活が困難な精神障害回復者に対して、レクリエーション、スポーツ、創作活動、社会生活技能訓練、社会資源の見学等の様々な訓練プログラムを提供し、地域での自立生活や就労のための支援を行います。(利用者の要件有・有期限)

≪サービス見込量≫　　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	108	98	76	120	130	140

≪見込量の考え方と確保策≫

・2024年度から2026年度までの利用実績は減少傾向にある一方、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加していることから、一定の需要を見込み、利用実績及び実施施設の定員等を勘案して見込量を算出しています。

・今後も関係機関と連携し、必要な方への周知・利用促進を図ります。

Ⅳ 第４期中野区障害児福祉計画

1 成果目標（2029年度の目標設定を行う主要項目）

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた基本指針により、「障害福祉サービス意向調査」の結果やこれまでの障害児福祉施策の進捗状況等を踏まえて、区の目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

(1)障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

障害や発達に課題のある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保するとともに、インクルージョンを推進する体制を構築します。

①取組の方向性

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域で必要十分な支援体制が整っていることが重要です。地域における関係機関の役割を明確にし、連携を強化するとともに、今後中核拠点として児童発達支援センターを整備し、地域支援体制の構築を図ります。

②目標

項目	2027年度	2028年度	2029年度
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	有	有	有
※児童発達支援センターの中核的な支援機能 ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ・地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能			
インクルージョンを推進する体制の構築	有	有	有
インクルージョン推進のための協議の場	有	有	有

(2)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

重症心身障害児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の質量ともに確保します。

①取組の方向性

重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できる体制を維持するため、引き続き重症心身障害児対応事業所が安定的に運営できるよう支援を行います。

②目標

項目	2027年度	2028年度	2029年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	4事業所	4事業所	4事業所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4事業所	4事業所	4事業所

(3)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

重症心身障害児や医療的ケア児に関わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、対象児に関するコーディネーターを配置します。

①取組の方向性

重症心身障害児や医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等多くの支援機関が有機的に連携できる体制を維持します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を維持し、医療的ケア児及びその家族への相談や関係機関連携等を含めた総合的な支援を実施します。

②目標

項目	2027年度	2028年度	2029年度
対象児のための連携の場の確保	有	有	有
対象児に関するコーディネーターの配置	有	有	有

(4)障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

障害児相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、セルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保を図ります。

①取組の方向性

障害や発達に課題のある子どもに対して、乳幼児期から学齢期、成人期への移行を見据えた切れ目のない支援を提供できるよう、中野区障害者自立支援協議会子ども部会を通じて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を推進し、障害児支援体制の充実を図ります。また、障害児相談支援体制の強化や支給決定プロセスの改善を進め、セルフプランの削減に取り組みます。

②目標

項目	2027年度	2028年度	2029年度
障害児及び家族への伴走的な相談支援体制	有	有	有

(5)障害児通所支援の質を向上させるための取組

子どもの障害や特性に応じた有効な支援、保護者・家族への支援、質の確保がなされ、専門的な支援を適切に提供できるよう、事業所のサービスの質の向上のための取組を行います。

①取組の方向性

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを提供している事業者に対して、計画的に指導検査(実地指導、集団指導)を実施します。また、障害児への虐待防止を含め、支援の質の向上のための研修会も行います。これらの取組により、障害児通所支援事業所における支援の充実を図ります。

②目標

項目	2027年度	2028年度	2029年度
障害児通所支援事業所に対する実地検査の実施	7回	7回	7回
障害児通所支援事業所に対する集団指導及び研修会の実施	4回	4回	4回

2 事業及び必要な量の見込み

成果目標の達成に向けて、障害児通所支援等の見込量（活動指標）を設定します。

(1)児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績（年度）			見込量（年度）		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数（人日分/月）	3,512	3,986	4,142	4,353	4,575	4,809
利用者数（人/月）	622	640	645	663	682	701
区内事業実施か所数（か所）	26	29	37	39	41	43

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・サービス供給状況や利用実績を継続的に把握し、地域の実情や利用ニーズに応じた適切なサービス提供体制の確保に努めます。

(2)放課後等デイサービス

就学している障害児に、学校の授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績（年度）			見込量（年度）		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数（人日分/月）	5,853	6,231	6,726	7,331	7,991	8,710
利用者数（人/月）	631	682	720	776	837	902
区内事業実施か所数（か所）	33	35	40	43	47	51

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。
・支援の質の向上を図るとともに、利用者ニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、必要な支援体制の確保に努めます。

(3)保育所等訪問支援

対象児が通所する保育園、幼稚園等に支援員が訪問し、集団生活のサポートや、対象児の成長、発達を保護者、保育士等と共有し支援します。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	154	143	158	169	180	193
利用者数(人/月)	126	116	123	124	125	126
区内事業実施か所数(か所)	3	5	9	11	13	15

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの実績の推移を踏まえて見込量を算出しています。

・支援の質の向上を図るとともに、利用者ニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、必要な支援体制の確保に努めます。また、事業所に対する財政的支援を継続し、計画的なサービス提供体制の確保に努めます。

(4)居宅訪問型児童発達支援

通所が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
延利用者数(人日分/月)	4	7	9	12	14	16
利用者数(人/月)	2	4	5	6	7	8

≪見込量の考え方と確保策≫

・過去の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。

・区立事業所において、利用者ニーズに応じた支援を継続的に提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(5)障害児入所支援

障害児入所施設に入所している障害児又は指定医療機関に入院している障害児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

		実績(年度)			見込量(年度)		
		2024	2025	2026	2027	2028	2029
福祉型	利用者数(人/月)	8	7	6	6	6	5
医療型	利用者数(人/月)	8	7	6	7	7	8

≪見込量の考え方と確保策≫

・過去の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。

・区内には、障害児入所支援事業所はありません。引き続き、ニーズの把握に努めます。

(6)障害児相談支援

障害児通所支援、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害や発達に課題のある子どもの状況を勘案し、障害児支援利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。

≪サービス見込量≫　※2026年度実績は見込値

	実績(年度)			見込量(年度)		
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
利用者数(人/月)	212	230	262	283	305	329

≪見込量の考え方と確保策≫

・2022年度から2026年度までの間の伸び率平均を、前年度実績に乗じて見込量を算出しています。

・事業所に対する財政的支援を通じて、利用ニーズに応じたサービス提供体制の充実に努めます。